

平成 29 年度

事業計画書

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

平成 29 年度事業計画

昨年、「32 年までに死傷者数を 50 万人以下にする」とともに「24 時間死者数を 2,500 人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」という目標を掲げて、第 10 次交通安全基本計画(平成 28 年度～32 年度) がスタートした。

その初年度となる平成 28 年中の交通事故発生状況を見てみると、死者数は 3,904 人(前年比 213 人減)、発生件数は 499,232 件(前年比 37,667 件減)、負傷者数は 617,931 人(前年比 48,092 人減)という結果になっている。死者数については、昭和 24 年以来 67 年ぶりに 3 千人台を記録し、発生件数及び負傷者数は 12 年連続で減少するなど、引き続き減少傾向を維持している。

しかしながら、高齢者の死者数が死者数全体の過半数を占め、高齢運転者による事故が多発するとともに、飲酒運転等による悪質・危険な運転による悲惨な事故も後を絶たないなど依然として厳しい交通事故情勢にあり、解決すべき多くの課題を抱えている。

国においては、第 10 次交通安全基本計画の目標達成に向けて、高齢運転者や貨物自動車に係る改正道路交通法の施行や子供・高齢者に対する交通安全教育・啓発活動の充実、悪質・危険な違反の取締りの強化、交通安全施設等の整備等、総合的な交通事故防止対策を一層強力で推進することとしている。

このような状況を踏まえて、当協会においても、国の施策と軌を一にして、人命尊重の基本理念の下、関係機関・団体、民間企業等との連携・協力を図りつつ、幼児から高齢者に至るまでの生涯にわたる交通安全教育を積極的に推進し、国民一人一人の交通安全思想の普及徹底を図ることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現に努め、目標達成に貢献することとしている。

平成 29 年度は、事務所移転に伴い、新しい移転先を活動拠点として事業を進めることとなるが、事業の効率的、円滑な推進に支障を来さないよう万全の態勢で臨むとともに、引き続き効果的な交通安全教育に資するための教材・教具の普及・企画・開発に取り組むこととしている。

また財政面においては、複数事業における効率的な実施による人件費・旅費等の経費削減や外部人材の活用等による事業の効率化をより一層進めるとともに、所有する財産の有効活用に努め、健全な運営に不可欠な財政基盤の安定を図ることとしている。

平成 29 年度に実施を予定している具体的な各種事業は、以下のとおりである。

| | | |
|------------|---|---|
| I | 研修・教育活動 | |
| | 1. 交通安全教育指導者等養成活動 | |
| | (1) 交通安全教育指導者研修会の開催 (継続) | 4 |
| | (2) チャイルドシート指導員養成研修会の開催 (継続) | 4 |
| | (3) スーパーアドバイザー養成研修の実施 (継続) | 4 |
| | (4) 高校生向け自転車安全教育インストラクター認定及び認定更新講習会の開催 (継続) | 4 |
| | (5) 高等学校における自転車安全指導研修会の開催 (継続) | 5 |
| | (6) 二輪車(主として原付)通学許可校等の生徒指導担当者研修会の開催 (継続) | 5 |
| | (7) 国や自治体等の交通安全教育指導者養成事業の実施 (継続) | 5 |
| | 2. 交通安全教育指導者等支援活動 | |
| | (1) 学校における交通安全教育に関する協議会の開催 (継続) | 5 |
| | (2) 各種認定者との連携による地域交通安全モデル事業の実施 (継続) | 5 |
| | (3) 講師派遣の実施 (継続) | 6 |
| | (4) 国や自治体等の交通安全教育指導者等支援事業の実施 (継続) | 6 |
| | 3. 交通安全教育啓発活動 | |
| | (1) 高齢ドライバーの交通事故防止を目的とした移動型交通安全啓発活動の実施 (新規) | 6 |
| | (2) 児童及び高齢者を対象にした歩行者向け交通安全講習会の実施 (継続) | 6 |
| | (3) 地域住民を対象とした交通安全啓発活動の実施 (新規) | 6 |
| | (4) 自転車交通安全教育地域一体型プロジェクトの実施 (継続) | 6 |
| | (5) 自転車安全利用講習会の実施 (継続) | 6 |
| | (6) 住民参加型の地域交通安全普及啓発モデル事業の実施 (継続) | 7 |
| | (7) 緊急時の対応に関する啓発活動の実施 (継続) | 7 |
| | (8) 国際協力による教育普及活動の実施 (継続) | 7 |
| | (9) 関係機関と連携した交通安全教育啓発活動の推進 | |
| | ①シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の事務局 (継続) | 7 |
| | ②交通安全フォーラム推進協議会の事務局 (継続) | 7 |
| | ③全国交通安全運動への参加 (継続) | 7 |
| | ④交通安全ファミリー作文コンクールの実施 (継続) | 7 |
| II | 調査研究活動 (継続) | 8 |
| III | 情報収集提供活動 | |
| | 1. 月刊誌「交通安全教育」の編集・刊行 (継続) | 8 |
| | 2. ホームページによる情報の発信及び収集 (継続) | 8 |
| IV | 教材の制作・普及事業 | |
| | 1. 交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及 (継続) | 8 |
| | 2. 教育啓発資料の監修・指導等の実施 (継続) | 8 |
| V | 基本財産等運用事業 (継続) | 9 |

I 研修・教育活動

交通安全教育の担い手である指導者等の養成と指導力・資質の向上を目的として研修・支援を行うとともに、子供や高齢者、一般市民等の交通参加者を対象に、交通安全意識の向上と安全な交通行動の実践化を図ることを目的として交通安全教育啓発活動を実施する。

1. 交通安全教育指導者等養成活動

(1) 交通安全教育指導者研修会の開催（継続）

交通安全教育に携わる行政担当者、交通指導員等を対象に、指導者としての資質向上を目的とした研修会を、内閣府の後援を得て、2日間の日程で東京において開催する。

研修では、参加者の活動実態や要望等を踏まえたプログラムの下、主として学識経験者による講義、地域における効果的な実践事例発表、テーマ別の班別協議等を行う。

(2) チャイルドシート指導員養成研修会の開催（継続）

チャイルドシートの正しい知識の定着と使用の促進を目的として、チャイルドシートに関する法的・技術的知識、正しい装着方法など専門的知識を習得した指導者を養成するための研修会を、内閣府、警察庁及び国土交通省の後援を得て、東京において2回程度開催する。

(3) スーパーアドバイザー養成研修の実施（継続）

自動車教習所指導員を対象に、多様な対象者に対して交通安全教育を実施できる企画力と教育能力を備えた人材の養成を目的とした研修を、延べ5日間の日程で東京において実施する。

研修では、交通安全教育における動機づけやリーダーシップの基本、プレゼンテーションの仕方等に関する教育技術指導、グループ討議などを内容とする集合研修を3日間、次いで、KJ法の進め方についての講義や具体的なプレゼンテーション技法についての発表・討議等を内容とするフォローアップ研修を2日間行う。

(4) 高校生向け自転車安全教育インストラクター認定及び認定更新講習会の開催（継続）

自動車教習所指導員を対象に、高等学校の自転車安全教育の充実に寄与することを目的として、高校生に対する自転車安全教育における効果的な手法や知識を習得したインストラクター養成のための講習会を2日間の日程で開催する。

受講後、認定試験等の要件を満たした者には、当協会から「高校生向け自転車安全教育インストラクター」認定証を交付するとともに、1事業所に3名以上の認定者がいる事業所については、適正な活動を行う旨の誓約書の提出をもって「高校生向け自転車安全教育団体」として認定を行う。

また、平成24年度及び27年度認定者を対象に、認定者のレベルアップを図ることを目的とした認定更新講習会を2日間の日程で東京において開催する。

(5) 高等学校における自転車安全指導研修会の開催（継続）

（一社）日本自動車工業会からの委託を受けて、高等学校における自転車教育を自動車との安全な共存を目指したプレドライバー教育として位置付け、地域連携型の高校生向け自転車交通安全教育を推進する。

29年度は、兵庫県において、地域の交通安全センターとしての役割を担う自動車教習所指導員を対象に、高校生に対する効果的な自転車安全教育の手法と知識を習得するための研修会を開催するとともに、実際に生徒を対象とした自転車教室を実施する。

また、高等学校等の交通安全指導担当教員を対象とした、講義や実技、研究協議を内容とする研修会もモデル地域内で開催する。

(6) 二輪車（主として原付）通学許可校等の生徒指導担当者研修会の開催（継続）

（一社）日本二輪車普及安全協会からの委託を受けて、バイク通学を許可している高等学校の教員を主な対象に、高校生の二輪車事故の減少に貢献することを目的として、高校生の交通事故の現状と課題に関する講義、原付による実技講習体験、二輪車実技教育の在り方についての研究協議を内容とする研修会を開催する。

さらに、自動車教習所及び二輪車安全運転推進委員会の指導員を対象に、高校生に対する指導の機会・場をより一層拡大することを目的として、高校生の特性を踏まえた効果的な原付指導の進め方を習得するための研修会を開催する。

29年度は、高等学校教員を対象とした研修会を2か所（鹿児島県、長野県）、自動車教習所及び二輪車安全運転推進委員会の指導員を対象とした研修会を5か所で開催する。

(7) 国や自治体等の交通安全教育指導者養成事業の実施（継続）

国や自治体等からの委託による交通安全教育指導者養成に係る事業を行う予定である。

29年度は、富山県委託「チャイルドシート・シートベルト着用推進リーダー講習会」等の実施を予定している。

2. 交通安全教育指導者等支援活動

(1) 学校における交通安全教育に関する協議会の開催（継続）

都道府県教育委員会の交通安全教育担当者等を対象に、学校における交通安全教育の拡充を図ることを目的として、文部科学省の後援を得て、講義及び子供の交通事故実態等を踏まえた重要課題についての協議、意見・情報交換等を内容とする協議会を3か所（東京都、大阪府、福岡県）において開催する。

(2) 各種認定者との連携による地域交通安全モデル事業の実施（継続）

当協会の各種（スーパーアドバイザー、高校生向け自転車安全教育インストラクター等）認定者が在籍する自動車教習所とともに地域の関係機関、団体等と連携した交通安全モデル事業を展開し、認定者の実践力を高め地域の交通安全に貢献するとともに、モデル事業の手法、成果の全国的な普及を図る。

29年度は、3～4か所のモデル地域を選定し実施する。

(3) 講師派遣の実施（継続）

自治体や関係機関・団体等からの要請により、児童・生徒や高齢者、自転車の交通安全をテーマにした講習会の講師として職員等を派遣する。

(4) 国や自治体等の交通安全教育指導者等支援事業の実施（継続）

国や自治体等からの委託による交通安全教育指導者等支援事業に係る事業を行う。

29年度は、東京都からの依頼により自転車の安全利用を企業内や地域に広めることを目的に各組織のリーダーを対象とした「自転車安全利用 TOKYO セミナー（全8回開催）」に指導者の派遣等で支援を行う。

3. 交通安全教育啓発活動

(1) 高齢ドライバーの交通事故防止を目的とした移動型交通安全啓発活動の実施（新規）

高齢ドライバーによる重大な交通事故が相次いだことから、29年度は、新規にJA共済連からの委託を受けて、地域で実施されるイベント等に、高齢ドライバーの交通事故防止のためのドライビングシミュレータを搭載した車両及び指導員を年間約200回派遣する。

(2) 児童及び高齢者を対象にした歩行者向け交通安全講習会の実施（継続）

東京都からの委託を受けて、児童とその保護者、及び高齢者を対象に「歩行者向けの交通安全危険予測シミュレータ」を活用した講習会や啓発イベントを年間約120回実施する。

(3) 地域住民を対象とした交通安全啓発活動の実施（新規）

(株)ブリヂストンからの委託を受けて、地域住民を対象とした交通安全啓発活動に対して、当協会が開発した各種シミュレータなどの交通安全教育機材を提供するとともに、指導員を派遣し、交通安全教育活動を実施する。

29年度は、6か所で実施する。

(4) 自転車交通安全教育地域一体型プロジェクトの実施（継続）

地域を核とした幼児・児童とその保護者、及び高齢者への自転車交通安全教育の展開と体制の確立を目的として、地域の関係機関、リーダー、ブリヂストンサイクル（株）等の協力・支援の下、参加・体験型の自転車交通安全教育モデル事業を埼玉県において実施する。

29年度は、子供を対象にした自転車教室を7回（親子対象1回含む）開催するとともに、高齢者を対象とした新規の自転車教室を1回開催する。

(5) 自転車安全利用講習会の実施（継続）

東京都武蔵野市からの委託を受けて、一般市民や市職員等を対象に、自転車事故の発生状況や安全な乗り方等についての講義を内容とする自転車の安全利用のための講習会を実施する。

29年度は、約30回、2,500名の受講者を対象に行う。

(6) 住民参加型の地域交通安全普及啓発モデル事業の実施（継続）

地域における効果的な交通安全普及啓発活動の確立と普及を目的として、大塚製菓（株）の協力を得て、地域の関係機関・団体等との連携を図りつつ、モデル的に徳島県において、地域密着型、住民参加型の交通安全普及啓発事業を実施する。

さらに、企業において自動車を使用する予定の新社会人に対して、交通社会人としての責任と自覚を促し、事故を未然に防ぐための技能と知識を効果的に習得できる教育プログラムの確立を目指して、徳島県内で仮説検証型のモデル事業を実施する。

(7) 緊急時の対応に関する啓発活動の実施（継続）

日本保安炎筒工業会との連携・協力により、交通事故・二次災害等の減少に資することを目的として、発炎筒の使用方法や性能、非常時等における対処方法を普及啓発するためのポスター5,000枚を制作し、全国の都道府県、政令指定都市、警察本部、各高速道路(株)等に配布する。

(8) 国際協力による教育普及活動の実施（継続）

諸外国からの交通安全視察研修等の要請に応じて講習や資料提供を行うなど、国際協力による交通安全教育普及活動を実施する。

(9) 関係機関と連携した交通安全教育啓発活動の推進

①シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の事務局（継続）

関係省庁、団体等官民一体となって国民のシートベルトとチャイルドシートの着用推進啓発活動を行っている「シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会」の活動に協力するとともに、同協議会の事務局を担当する。

②交通安全フォーラム推進協議会の事務局（継続）

国民の交通安全意識を高揚することを目的とした交通安全フォーラム（内閣府及び開催地の県・市主催、関係省庁後援、関係団体協賛）の推進協議会の活動に協力するとともに、同協議会の事務局を担当する。

③全国交通安全運動への参加（継続）

官民一体となって実施している「春・秋の全国交通安全運動」に協賛団体として参加・協力を行う。

④交通安全ファミリー作文コンクールの実施（継続）

警察庁及び関係団体との共催により、「我が家の交通安全」をテーマにして各家庭における交通安全に関する話合いを進めることを通じ、国民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に資することを目的とした交通安全ファミリー作文コンクールを実施する。

II 調査研究活動（継続）

効果的な交通安全対策や事業の企画・実施・評価に資することを目的として、交通事故や交通行動の実態、内外の交通安全教育の動向や有効な教育手法等、交通安全に関する調査研究を実施する。

III 情報収集提供活動

主として行政や教育現場、地域や職場において交通安全教育に携わっている担当者等に対し、交通安全教育等を推進する上で有益かつ実践的な情報を提供するとともに、当協会の活動内容やタイムリーな交通安全情報等を広く国民一般に向けて発信することを目的として実施する。

1. 月刊誌「交通安全教育」の編集・刊行（継続）

交通安全に関する対策や指導方法、具体的な教育指導事例等を掲載した月刊誌「交通安全教育」を毎月編集・刊行する。

2. ホームページによる情報の発信及び収集（継続）

ホームページの積極的な活用を通して、最新の交通安全教育活動や改正道路交通法、各種教材・機材等に関する情報を広く発信するとともに、適時ホームページのリニューアル等を行い、閲覧者の増加を図る。

IV 教材の制作・普及事業

交通安全教育及び交通安全啓発活動の効果的推進に資することを目的として、交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及を行う。

1. 交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及（継続）

積極的な情報収集の下、ユーザーのニーズに対応した新規の教育用資料の企画・制作や次世代型の教育用機材の開発に努めるとともに、全国の自治体、関係機関・団体等に対する訪問活動やホームページ・DM等の媒体を活用した広報活動を通して、各種啓発資料・機材の有効活用を普及促進する。

また、交通事故の経年変化や道路交通法の改正等に対応して、適宜、資料・教材の改訂を行う。

29年度は、教育用機材「交通安全危険予測シミュレータ」自転車編を開発し、その普及を図るとともに、自動車編の企画、開発にも着手する予定。

2. 教育啓発資料の監修・指導等の実施（継続）

民間企業が企画・制作する交通安全啓発用資料・教材に対して、民間企業からの要請を受けて、企画・監修・指導等を行う。

V 基本財産等運用事業（継続）

基本財産等の運用に関する事業（新たに収益不動産を取得し、貸事務所等として賃貸するなど）において、効果的な運用に取り組み、健全な運営に不可欠な財政基盤の安定に資することとする。